

川崎市交通局規程第10号

川崎市交通局被服規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

川崎市交通局被服規程の一部を改正する規程

川崎市交通局被服規程（昭和43年交通局規程第19号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条、第6条関係）

所属	被貸与者	貸与品	貸与期間	貸与数	貸与時期	着用期間
営業所	所長	夏ズボン	2	1	5月	6 / 1 ~ 9 / 30
		半袖ワイシャツ又は半袖ブラウス	1	1	5月	6 / 1 ~ 9 / 30
		制服上着	3	1	9月	10 / 1 ~ 5 / 31
		制服ズボン	3	1	9月	10 / 1 ~ 5 / 31
		ワイシャツ又はブラウス	1	1	9月	10 / 1 ~ 5 / 31
		帽子	永	1	9月	通年
		帽章	永	1	—	通年
		ネクタイ	永	2	—	通年
事務職員 (所長を除く。)		夏ズボン	2	1	5月	6 / 1 ~ 9 / 30
		半袖ワイシャツ又は半袖ブラウス	1	1	5月	6 / 1 ~ 9 / 30
		制服上着	3	1	9月	10 / 1 ~ 5 / 31
		制服ズボン	2	1	9月	10 / 1 ~ 5 / 31
		ワイシャツ又はブラウス	1	1	9月	10 / 1 ~ 5 / 31

	帽子	永	1	9月	通年
	帽章	永	1	—	通年
	ネクタイ	永	2	—	通年
運転手	夏ズボン	1	1 初 2	5月	6 / 1 ~ 9 / 30
	半袖ワイシャツ又は半袖ブラウス	1	1 初 3	5月	6 / 1 ~ 9 / 30
	制服上着	3	1 初 2	9月	10 / 1 ~ 5 / 31
	制服ズボン	2	1 初 2	9月	10 / 1 ~ 5 / 31
	ワイシャツ又はブラウス	1	2 初 3	9月	10 / 1 ~ 5 / 31
	防寒衣上着	6	1	10月	11 / 1 ~ 3 / 31
	ベスト	3	1 初 2	9月	通年
	帽子	3	1	9月	通年
	帽章	永	1	—	通年
	ネクタイ	永	2	—	通年
誘導員	夏ズボン	2	1	5月	6 / 1 ~ 9 / 30
	半袖ワイシャツ又は半袖ブラウス	1	1 初 2	5月	6 / 1 ~ 9 / 30
	制服上着	3	1	9月	10 / 1 ~ 5 / 31
	制服ズボン	2	1	9月	10 / 1 ~ 5 / 31
	ワイシャツ又はブラウス	1	2	9月	10 / 1 ~ 5 / 31
	防寒衣上着	4	1	10月	11 / 1 ~ 3 / 31
	防寒衣ズボン	4	1	10月	11 / 1 ~ 3 / 31
	帽子	永	1	9月	通年
	帽章	永	1	—	通年
	ネクタイ	永	2	—	通年
整備係長	夏用作業衣（つなぎ型又はセパレート型）	3	1 初 2	5月	6 / 1 ~ 9 / 30
	つなぎ型作業衣	1	1 初 2	9月	10 / 1 ~ 5 / 31
	ジャンパー	3	1	10月	11 / 1 ~ 3 / 31

		作業帽（腰付八角型 又はキャップ型）	1	1	5月	通年
	整備員	夏用作業衣（つなぎ 型又はセパレート型）	1	2 初 7	5月	6 / 1 ~ 9 / 30
		つなぎ型作業衣	1	2 初 7	9月	10 / 1 ~ 5 / 31
		インナーつなぎ	2	1 初 2	10月	11 / 1 ~ 3 / 31
		ジャンパー	2	1	10月	11 / 1 ~ 3 / 31
		作業帽（腰付八角型 又はキャップ型）	1	2 初 3	5月	通年
自動車部 管理 課	技術職員	作業服シャツ	1	1	5月	6 / 1 ~ 9 / 30
		夏作業帽	4	1 初 2	5月	6 / 1 ~ 9 / 30
		作業服上衣	2	1	9月	10 / 1 ~ 5 / 31
		冬作業帽	4	1 初 2	9月	10 / 1 ~ 5 / 31
		防寒衣（コート）	6	1	11月	11 / 1 ~ 3 / 31
		作業服ズボン	1	1	9月	通年
		安全靴（短靴）	3	1	9月	通年
自動車部 運輸 課	技術職員	夏作業委（セパレー ト型）	永	1	5月	通年
		作業帽（腰付八角型 ）	永	1	5月	通年

#### 備考

- 「初 2」等の表示は、被服を貸与される職種となった初年度の貸与数を表す。「初 2」は「初年度に限り 2 着貸与」として読むものとする。
- 貸与品の制服上着、制服ズボン、夏ズボン、ベスト及び帽子については、男性用と女性用とでは仕様が異なる。

#### 附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。